

保険補償項目	ご提出をお願いする書類							主な支払項目	備考
ご請求される保険金の種類 ・海外旅行保険金請求書の下記番号の欄をご記入下さい。	海外旅行保険金請求書(本書)	事故証明書注1	医師の診断書	負担した費用の明細書および領収書	損害品の修理見積書および写真	購入時の価格・購入先を示す書類	パスポートのコピー(写真のページと日本出入国スタンプ欄)	その他弊社が求める書類	・主な支払項目をあげています。お支払にあたってはそれぞれ条件があり、記載している費用でもお支払できない場合があります。 ・記載の他にも限度額が個別に設定されている場合があります。 ・支出した通貨が日本円以外の場合、お支払額が確定した日の前日の交換比率(レート)で日本円換算した保険金をお支払いします。ただし、クレジットカードの明細書など、実際に支出した日本円が明示された資料を提出いただいた場合には、その額でお支払できる場合もございます。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">詳しくは約款をご確認ください</div>
治療費用(傷害)	○	○	○	○			○	○	・(疾病) 妊娠に起因する疾病、歯科疾病は対象外(31日以内のご契約では妊娠初期の異常が対象となる場合があります)
治療費用(疾病)	○		○	○			○	○	
救援者費用	○	○注1	○	○			○	○	・救援者の現地までの往復運賃、ホテル等客室料、移送費用、遺体輸送費用、遺体処理費用、諸雑費(救援者の渡航手続費、現地交通費、救援に必要な身の回り品購入費、国際電話料等通信費、救援に必要な通訳雇入費等)など
携行品損害	○	○			○(破損)	○	○	○	・同等品再調達価額と修繕費相当額のいずれか低い額 ・乗車券等は再購入費(5万円限度) ・現地での旅券再取得費、渡航書取得費(いずれも10万円限度) ・国または都道府県に納付した運転免許証の再発給手数料
個人賠償責任	○	○	○(対人)	○(対物)	○(対物)		○	○	・責任期間中に生じた偶然な事故により、他人の身体の傷害や他人の財物の損壊、紛失について、法律上の賠償責任を負担することによって支払うべき損害賠償金など
航空機寄託手荷物遅延費用	○	○		○注2			○	○	【定額払型】 ・1回の寄託手荷物遅延につき1万円(目的地到着後6時間以上の航空機寄託手荷物遅延が生じ、目的地到着後96時間以内に、衣類購入費・生活必需品購入費・身の回り品購入費を負担した場合に限る)
航空機遅延費用	○	○		○注2			○	○	【定額払型】 ・1回の出発遅延等、搭乗不能または着陸地変更につき1万円(代替便が利用可能となるまでに出発地・乗継地等でホテル等客室料、食事代、交通費、国際電話料等通信費、目的地における旅行サービス取消料などを負担した場合に限る)
弁護士費用	○	○		○			○	○	・法律相談または損害賠償請求を行う場合は、あらかじめ弊社にご連絡ください。 ・1回の被害事故につき損害賠償請求費用は100万円限度、法律相談費用は10万円限度
テロ等対応保険金	○	○注3		○			○	○	・テロ等対応保険金日額×帰国遅延日数(交通費、宿泊施設の客室料、国際電話料等通信費を支出した場合に限る) ・約款所定の事由により、最終目的地への到着が遅延した場合を対象とします。 ・旅行の最終目的地への到着予定日からその日を含めて10日限度
旅行キャンセル費用	○	○	○	○				○	・出国中止したことにより払戻しを受けられない、またはこれから支払うことを要する旅行取消料、違約料、旅行業務取扱料、渡航手続費など ・約款所定の事由による旅行キャンセルや旅行中断を対象とします。
旅行中断費用	○	○	○	○			○	○	・中途帰国したときの帰国費用(ただし、企画旅行の場合は、旅行中断費用保険金額×未消化日数/予定日数で算出した金額と帰国費用のいずれか高い額) ・約款所定の事由は契約日の翌日以後(キャンセルの場合)または出国以後(旅行中断の場合)に発生していることが必要です。
ペット預入延長保険金	○	○		○			○	○	・ペット預入延長保険金日額×ペット預入延長日数(ペット専用施設の預入延長のための費用を支出した場合に限る) ・約款所定の事由により、最終目的地への到着が遅延した場合を対象とします。 ・引取予定日の翌日から起算して7日限度

注1 公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関、旅行会社、添乗員等による事故証明書をいいますが、やむを得ず入手できない場合には、同行の知人・友人等親族以外の第三者による事故証明書でも結構です(保険金請求書7欄を使用ください。)ただし、航空機寄託手荷物遅延・航空機遅延の場合には航空会社による事故証明書、盗難による携行品損害・生活用財産損害の場合には、警察による事故証明書(ポリスレポート)が必要となります。

注2 負担した費用の明細書および領収書は原本の提出が必要となりますが、定額払型の場合にはコピーのご提出でも結構です。

注3 公的機関または交通機関の事故証明書に限ります。

なお、ご請求いただきました後、追加書類をお願いする場合がございますので、予めご了承ください。